

平成30年度個別指導における主な指摘事項（薬局）

I 事務的事項

1 [届出事項]

(1) 届出事項に変更があった際には速やかに関東信越厚生局長へ届け出ること。

①保険薬剤師の異動（常勤⇔非常勤、採用、退職）

②開局日、開局時間の変更

2 [掲示事項]

(1) 薬局の掲示事項に関して、不適切な例が認められたので、改めること。

①次の事項に関する掲示がされていない

ア 開局時間

イ 後発医薬品調剤体制加算

（薬局の外側のわかりやすい場所に後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨）

（薬局の内側のわかりやすい場所に後発医薬品調剤体制加算を算定している旨）

ウ 明細書の発行状況

エ 保険外負担

オ 個人情報の取扱いに関する事項

カ 夜間・休日等加算に関する事項

キ かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料

（薬局の内側にかかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理を行っている旨）

ク 調剤報酬点数表の一覧等

3 [その他の事項]

(1) 明細書の記載内容等

①調剤基本料・後発医薬品調剤体制加算・地域支援体制加算の区別した明細書を発行すること。

II 基本的事項

1 [調剤方法]

(1) 保険調剤を行うにあたり不適切な例が認められたので、改めること。

①薬を取りそろえる前に患者の服薬状況及び薬剤服用歴の記録の確認が行われていない

2 [その他の事項]

(1) 保険薬剤師は、健康保険法、「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」等の関係法令並びに関係通知等に関する理解を深め適切な保険調剤に努めること

III 調剤

1 [不備な処方せん]

(1) 処方せんに不備があるにもかかわらず、確認せずにそのまま調剤している例が認められたので改めること。

①用法の指示等の記載が不完全であるもの（外用薬、内服用滴剤）

2 [処方内容に関する連絡・確認（疑義照会）]

(1) 疑義照会が適切に行われていない例が認められたので改めること。

①医薬品医療機器法による承認内容と異なる用法、用量、適応症への使用が疑われるもの（ニフェジピンCR錠の一日2回投与、プリンペラン錠・漢方薬の食後投与 等）

②漫然と長期に亘り処方されている医薬品があるもの

(ガスモチン錠の長期投与、メチコバル錠の長期投与、ラベプラゾールナトリウム錠の長期投与、ランソプラゾール錠の長期投与 等)

③過量投薬が疑われるもの
(ハルシオン錠、アドフィードバップ 等)

④倍量処方が疑われるもの
(プロチゾラム錠 等)

⑤重複投薬が疑われるもの
(ラニチジン錠・ネキシウムカプセル 等)

3 [処方せんの取扱い]

(1) 調剤済となった処方せんに必要な事項が記載されていない。

- ①調剤済年月日
- ②保険薬局の名称及び所在地
- ③実際に調剤にあたった保険薬剤師の署名又は記名押印
- ④疑義照会に対する回答の内容

4 [調剤済の処方せん]

(1) 備考欄の記載の訂正について、修正テープにより訂正されている例が認められたので二重線で抹消するなどして訂正の経過を残しておくこと。

(2) 処方内容の変更について、処方医の了解を得ていない例が認められたので改めること。

- ①薬剤の変更
- ②計量混合調剤への変更
- ③薬剤の剤形の変更

5 [算定]

(1) 次の事項に関する算定において不適切な例が認められたので改めること

ア 調剤基本料

(同一保険医療機関から一連の診療行為に基づいて複数交付された処方せんについて、受付回数を2回としてそれぞれ算定しているもの)

イ 調剤料

(服用時点が同一であるにもかかわらず別剤として算定しているもの)
(処置薬あるいは検査薬として処方されているにもかかわらず算定しているもの)

ウ 時間外加算

(輪番制による休日当番日を除く休日に開局し、常態として調剤応需の体制をとっているにもかかわらず算定している(夜間・休日等加算と誤って算定している)もの)

エ 計量混合調剤加算

(同一薬剤で一包化加算あるいは嚥下困難者用製剤加算と併算定しているもの)
(医薬品の特性を理解し、薬学的に問題ないか十分に確認していないもの)

オ 自家製剤加算

(製剤工程について調剤録等への記載が不十分にもかかわらず算定しているもの)
(同一剤形及び同一規格の医薬品が薬価基準に収載されているにもかかわらず算定しているもの)
(医薬品の特性を理解し、薬学的に問題ないか十分に確認していないもの)

カ 嚥下困難者用製剤加算

(散剤、細粒などが薬価基準に収載されているにもかかわらず算定しているもの)
(医薬品の特性を理解し、薬学的に問題ないか十分に確認していないもの)

キ 一包化加算

(一包化していない薬剤があるにもかかわらず算定しているもの)
(薬剤師が一包化の必要性を認めた場合にその理由及び医師に了解を得た旨がその都度調剤録等に記載されていないにもかかわらず算定しているもの)

ク 麻薬加算

- (1 調剤で重複して算定している)
- (同一薬剤で重複して算定している)
- ケ 向精神薬加算
- (同一薬剤で重複して算定している)

IV 薬学管理料

1 [薬剤服用歴管理指導料]

(1) 薬剤服用歴の記録への記載、患者への情報提供などに次のような問題が認められたので、改めること。

－記載－

- ①患者についての情報の記録が記載していない例が認められた
 - ア 体質（アレルギー歴、副作用歴）
 - イ 処方箋の受付後、薬を取りそろえる前に患者等に確認する項目の記載が不十分
（薬学的管理に必要な患者の生活像・服薬状況（残薬の状況）・患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）・併用薬（要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及び健康食品を含む）等の情報・疾患に関する情報（既往歴及び合併症、他科受診において加療中の疾患に関するもの）・服用薬と相互作用が認められる飲食物の摂取状況・後発医薬品の使用に関する患者の意向・手帳による情報提供の状況）
- ②調剤の記録が適切に行われていない（処方内容に関する照会の要点等）
- ③基本的な説明及び服薬指導内容の要点の記載が不十分
- ④指導内容がその都度、過去の薬剤服用歴の記録を参照し見直されていない
- ⑤訂正する場合に、二重線で抹消のうえ訂正の経過が明確にされていない
- ⑥今後の継続的な薬学的管理及び指導の留意点の記載が不十分

－情報提供－

- ①副作用、相互作用に関する記載が不十分
 - ②個々の患者に適した内容となっていない
 - ③後発医薬品に関する情報が不十分（薬価基準への収載の有無、名称、価格）
 - ④注射薬に関する情報が不十分（用法、用量）
- (2) 薬剤情報提供（お薬手帳）に次のような問題が認められたので、その必要性を考慮し適切に行うこと。

- ①情報提供する内容が不十分である
 - ア 服用に際して注意すべき事項

(3) 薬剤服用歴管理指導料の算定誤り

- ①処方せん受付1回につき2回算定しているもの
- ②保険薬剤師に交付された処方せんについて、その保険薬剤師が自ら調剤しているにもかかわらず算定しているもの
- ③調剤基本料1の施設基準の届出を行っており、原則6月以内に処方せんを持参している患者に対してお薬手帳を持参したにもかかわらず、誤った点数で算定しているもの

2 [特定薬剤管理指導加算]

(1) 特定薬剤管理指導に次のような問題が認められたので、適切に行うこと。

- ①対象となった医薬品に関して患者又はその家族等に対して確認した内容及び指導の要点の記載がないまたは不十分である
- ②特に安全管理が必要な複数処方されているにもかかわらず、そのすべてについて必要な薬学的管理及び指導の要点の記載がないまたは不十分である
- ③特に安全管理が必要な医薬品が処方されていないにもかかわらず算定している
- ④従来と同一の処方にもかかわらず当該加算を継続して算定する場合、特に重点的に指導した内容の記載がないまたは不十分である

3 [乳幼児服薬指導加算]

(1) 乳幼児服薬指導加算の算定において不適切な例が認められたので改めること。

- ①薬剤服用歴及びお薬手帳に体重、適切な剤形その他必要事項についての記載がない又は不

十分である

②薬剤服用歴及びお薬手帳に適切な服薬方法、誤飲防止等の服薬指導の要点の記載ない又は不十分である

4 [麻薬管理指導加算]

(1) 麻薬管理指導加算の算定において不適切な例が認められたので改めること。

①服用・保管・残薬の状況、副作用の有無・鎮痛効果等について薬剤服用歴の記録に記載がないまたは不十分である

5 [かかりつけ薬剤師指導管理料及びかかりつけ薬剤師包括管理料]

(1) かかりつけ薬剤師指導管理料及びかかりつけ薬剤師包括管理料の算定において不適切な例が認められたので改めること。

①基本的な説明及び服薬指導内容の要点の記載がない又は不十分

②患者が受診しているすべての保険医療機関の情報、服用している処方薬、要指導薬品等及び健康食品等の情報についての記載がない又は不十分

6 [重複防止・相互作用等防止加算]

(1) 重複防止・相互作用等防止加算の算定において不適切な例が認められたので改めること。

①処方医の処方せん記載誤りにもかかわらず算定しているもの

②処方変更が行われていないにもかかわらず算定しているもの

③処方医に連絡・確認した内容・変更内容等の要点の記載がない又は不十分

7 [在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料]

(1) 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の算定において不適切な例が認められたので改めること。

①緊急性がない、又は低いにも関わらず算定しているもの

V 調剤報酬請求事務

1 [明細書の記載方法]

(1) 調剤報酬明細書の記載方法に誤りが認められたので、記載要領を十分に理解すること。

①記載要領に基づく摘要欄の記載事項の記載がない

(介護保険に相当するサービス（居宅療養管理指導）を行った場合、摘要欄に記載する算定回数の記載誤り)

②一包化加算の算定にあたり、服薬時点に重なりがあるにもかかわらず「包」の記載がない

③一包化加算の算定にあたり、服薬時点に重なりがないにもかかわらず「包」の記載がある

3 [その他]

(1) 保険薬剤師は、必ず処方せん、調剤録、レセプトとの突合チェックを十分に行うこと。